



# たはらトピックス

## 広報たはらが変わります！ 7月にリニューアル

### 広報

たはらは、より市民  
目線で読みやすく  
なるよう、7月から紙面を改善  
します。

市民の皆さんから寄せられた  
声を反映し、投稿コーナーの拡  
充やイベント情報コーナーを新  
設します。

広報たはらはこれからも市民  
の皆さんに親しみを持ってもら  
える紙面を目指していきます。

ご意見・ご感想などお気軽に  
お問い合わせください。

▼広報秘書課 220138  
✉ koho@city.tahara.aichi.jp

## ここが変わります！

### 投稿コーナーを拡充します！

ごきげんスマイルの投稿を3歳児まで  
から**未就学児までに拡充**します。今まで以  
上に多くの笑顔を皆さんにお届けします。  
応募は、市公式LINEから簡単にできます！

### LINE@友だち 募集中！

友だち追加はこちらから→



▲LINEのホーム画面

### 読みやすい文字・文章でお届けします！

引き続き、読みやすさを意識して作られた「ユニバーサルデザイ  
ン(UD)書体」を活用し、「やさしい日本語」の使用を心掛けます。

### 情報を集約したコーナーを新設します！

市内のイベントや講座情報を一覧で確認できるコーナーを新  
設します。

## 新婚世帯に最大30万円支援 田原市結婚新生活支援事業補助金

☎ 1008209

### 本

市では、結婚後の若い世代の経  
済的負担を軽減するため、結婚  
に際して新居と  
なる住宅の購入  
費や賃料、引越  
しなどにかかっ  
た費用の一部を  
補助します。



### ◆対象となる世帯

次の全てを満たす新婚世帯

- 1 令和3年1月1日～令和4年2月28日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 2 婚姻を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入（転居）届を提出・受理されていること（申請時点で夫婦とも市内に住んでいること）
- 3 夫婦の年間所得合計（令和2年1月1日～12月31日）が400万円未満であること
- 4 過去にこの制度による補助を受けなかったこと

### 5 市税を滞納していないこと

### ◆対象となる経費

令和3年1月1日～令和4年2月28日の間に支払った、次の①～③の費用が対象。

- 1 市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用

※土地代・増改築費・リフォーム費を除く

- 2 市内で新居となる住宅を賃借した場合の費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）

※勤務先から住宅手当を受けている場合や、公的な扶助を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く

- 3 市内の新居へ引っ越すためにかけた費用（引越業者または運送業者へ支払った実費）

### ◆申請期間

6月1日（火）～令和4年3月1日（火）

▼地域福祉課

☎ 23-3512